資料編

1 千葉市健康づくり推進協議会 食育推進部会

委員名簿

(50音順、敬称略)

所 属 等	氏 名
生活協同組合コープみらい千葉県本部	安達 浩二
日本チェーンストア協会関東支部	安藤 裕子
千葉市PTA連絡協議会	泉重博
千葉市食生活改善協議会	市橋 由美子
千葉市保育協議会	宇野 直樹
一般社団法人 千葉市医師会	大濱 洋一(副部会長)
千葉市小中学校長会	齊藤 久美子
千葉市畜産協会	斎藤 昌雄
千葉みらい農業協同組合	佐久間 正明
公益社団法人 千葉県栄養士会 千葉地域事業部	篠原 雅子
一般社団法人 千葉県歯科衛生士会	髙澤 みどり
公益社団法人 千葉市幼稚園協会	鶴岡 姫美子
一般社団法人 千葉市歯科医師会	永井 一宗
公募委員	長谷川 喜美子
公益社団法人 千葉市食品衛生協会	森川 岩視
千葉県立保健医療大学・東京栄養食糧専門学校	渡邊 智子 (部会長)

令和6年3月現在

2 食育基本法の概要

1. 目的

国民が健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ食育を推進するため、施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的とする。

2. 関係者の責務

- (1)食育の推進について、国、地方公共団体、教育関係者、農林漁業関係者、食品関連事業者、国民等の責務を定める。
- (2)政府は、毎年、食育の推進に関して講じた施策に関し、国会に報告書を提出する。
- 3. 食育推進基本計画の作成
 - (1)食育推進会議は、以下の事項について食育推進基本計画を作成する。
 - ①食育の推進に関する施策についての基本的な方針
 - ②食育の推進の目標に関する事項
 - ③国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
 - ④その他必要な事項
 - (2)都道府県は都道府県食育推進計画、市町村は市町村食育推進計画を作成するよう努めなければならない。

4. 基本的施策

- ①家庭における食育の推進
- ②学校、保育所等における食育の推進
- ③地域における食生活の改善のための取組みの推進
- ④食育推進運動の展開
- ⑤生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
- ⑥食文化の継承のための活動への支援等
- ⑦食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の 推進

5. 食育推進会議

- (1)農林水産省に食育推進会議を置き、会長(農林水産大臣)及び委員(関係大臣、有識者)25人以内で組織する。
- (2)都道府県に都道府県食育推進会議、市町村に市町村食育推進会議を置くことができる。

食育

法の中では、「食育」を次のように位置づけています。

- ○生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるべきもの
- ○様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、 健全な食生活を実践できる人間を育てること

3 第4次食育推進基本計画の概要

- 食育基本法(平成 17年6月 17日法律第 63号)第 16条に基づき、「食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため」に、食育推進会議(関係閣僚、民間有識者で構成)が作成。第4次では令和3年度から7年度までのおおむね5年間の計画期間。
- 第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- 1. 重点事項
- (1) 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進
- (2) 持続可能な食を支える食育の推進
- (3) 「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進
- 2. 基本的な取組方針
- (1) 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
- (2) 食に関する感謝の念と理解
- (3) 食育推進運動の展開
- (4)子供の食育における保護者、教育関係者等の役割
- (5) 食に関する体験活動と食育推進活動の実践
- (6) 我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と 食料自給率の向上への貢献
- (7) 食品の安全性の確保等における食育の役割

第2 食育の推進の目標に関する事項

	項目	現状値	目標値
1	食育に関心を持っている国民の割合	83.2%	90%以上
2	朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数	週 9.6 回	週 11 回以上
3	地域等で共食したいと思う人が共食する割合	70.7%	75%以上
4	朝食を欠食する子供の割合	4.6%	0%
5	朝食を欠食する若い世代の割合	21.5%	15%以下
6	栄養教諭による地場産物に係る食に関する指導の平均取組回数	月 9.1 回※	月 12 回以上
7	学校給食における地場産物を使用する割合(金額ベース)を現状値(R1)から維持・向上した都道府県の割合	_	90%以上
8	学校給食における国産食材を使用する割合(金額ベース)を現状値(R1)から維持・向上した都道府県の割合	_	90%以上
9	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている国民の割合	36.4%	50%以上
10	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合	27.4%	40%以上
11	1日当たりの食塩摂取量の平均値	10.1g%	8g 以下
12	1日当たりの野菜摂取量の平均値	280.5g%	350g 以上
13	1日当たりの果物摂取量 100g 未満の者の割合	61.6%%	30%以下
14	生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた 食生活を実践する国民の割合	64.3%	75%以上
15	ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合	47.3%	55%以上
16	食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している国民の数	36.2 万人	37万人以上
17	農林漁業体験を経験した国民(世帯)の割合	65.7%	70%以上
18	産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の割合	73.5%	80%以上
19	環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の割合	67.1%	75%以上
20	食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合	76.5%	80%以上
21	地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合	50.4%	55%以上
22	郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている国民の割合	44.6%	50%以上
23	食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合	75.2%	80%以上
24	推進計画を作成・実施している市町村の割合	87.5%	100%

第3 食育の総合的な促進に関する事項

推進する内容

1. 家庭における食育の推進:

- ・乳幼児期からの基本的な生活習慣の形成
- ・在宅時間を活用した食育の推進

3. 地域における食育の推進:

- ・健康寿命の延伸につながる食育の推進
- ・地域における共食の推進
- 日本型食生活の実践の推進
- ・貧困等の状況にある子供に対する食育の推進

5. 生産者と消費者との交流促進、環境と

調和のとれた農林漁業の活性化等:

- ・農林漁業体験や地産地消の推進
- ・持続可能な食につながる環境に配慮した消費の 推進
- ・ 食品ロス削減を目指した国民運動の展開

2. 学校、保育所等における食育の推進:

- ・栄養教諭の一層の配置促進
- ・学校給食の地場産物利用促進へ連携・協働

4. 食育推進運動の展開:

- 食育活動表彰
- ・全国食育推進ネットワークの活用
- ・デジタル化への対応

6. 食文化の継承のための活動への支援等:

- ・中核的な人材の育成や郷土料理のデータベース 化や国内外への情報発信など、地域の多様な食 文化の継承につながる食育の推進
- ・学校給食等においても、郷土料理の歴史やゆか り、食材などを学ぶ取組を推進

7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進:

・食品の安全性や栄養等に関する情報提供 ・食品表示の理解促進

第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 1. 多様な関係者の連携・協働の強化
- 2. 地方公共団体による推進計画に基づく施策の促進とフォローアップ
- 3. 積極的な情報提供と国民の意見等の把握
- 4. 推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用
- 5. 基本計画の見直し

4 用語説明

[あ]

- ◇栄養教諭:学校における食育の推進の中核的な役割を担う立場として、平成 17 (2005) 年に設けられた。職務として、食に関する指導(児童生徒の個別指導、学級担任等と連携した集団指導、職員、家庭、地域の連絡調整)と給食管理(栄養管理、衛生管理、検食、物資管理等)を一体のものとして行う。
- ◇エシカル消費:消費者それぞれが、地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・環境・地域に配慮し、各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援したりしながら消費活動を行うこと。「エシカル(ethical)」とは「倫理的」「道徳的」という意味。人・社会への配慮としては「フェアトレード商品を選ぶ」「障害者の自立支援につながる商品を選ぶ」など、環境への配慮としては「買い物にマイバッグを持参する」「エコ商品を選ぶ」など、地域への配慮としては「地元で作られた商品を選ぶ(地産地消)」「被災地の産品を購入することで復興を応援する」などがある。
- ◇オーラルフレイル: 老化に伴う様々な口腔の状態の変化に、口腔の健康への関心の低下 や心身の予備能力低下も重なり、口腔の脆弱性が増加し、食べる機能障害へ陥り、さ らにはフレイルに影響を与え、心身の機能低下にまでつながる一連の現象および過 程。

【か】

- ◇学校栄養職員:学校に勤務する栄養士であり、学校給食指導、調理従事員や施設等の衛生管理、学校給食の検食、学校給食用の物資の選定、購入、検収、保管、及び学校給食の食事内容や児童生徒の食生活の改善に関わる調査研究等を行うことを職務とする。
- ◇給食施設:病院や学校、保育所など特定多数の人を対象に食事を提供する施設で、本市では、保健所に届け出のある1回50食、1日100食以上の食事を提供する給食施設を指導対象としている。
- ◇郷土食:それぞれの地域の産物を上手に活用し、その風土に合った食べ物としてつくられ、伝えられてきたもの。
- ◇欠食:食事をとらないこと。

◇口腔機能:食べ物を食べる(口に取り込む、噛む、味わう、飲み込む)、話す、笑う (豊かな表情)、息をするなどの口が担う機能の総称。

【さ】

- ◇歯周病:歯の周りの組織(歯肉、歯を支える骨など)に炎症が起きる病気の総称。歯と歯肉の間から入った歯周病菌が、歯肉に炎症をひき起こし、進行すると、歯を支える骨を壊してしまう病気。
- ◇主菜:たんぱく質の供給源である肉、魚、卵、大豆及び大豆製品等を主材料とする料理。
- ◇主食:炭水化物等の供給源である米、パン、麺を主材料とする料理。
- ◇食育推進員:本市の主催する養成講座を修了し、市長の委嘱を受けて地域で食育活動を 行う人材。令和6(2024)年4月より、食生活改善推進員から「食育推進員」に名 称変更。

食育推進員相互の連絡を緊密にし、食育の推進を図るとともに、市民の健康の増進に寄与するために「千葉市食育推進員協議会」を設置。

- ◇食品関連事業者:食品の製造、加工、流通、販売、食事の提供等を行う事業者及び関係団体。
- ◇食品表示法: 食品衛生法、JAS法(旧:農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する 法律)及び健康増進法の3つの法律の食品の表示に係る規定を一元化したもの
- ◇咀しゃく:食物を歯で噛み砕き、唾液を分泌させて食物とよく混ぜ合わせ、飲み込みやすくすること。

【た】

- ◇地産地消:地域で生産された農畜産物を地域で消費する。
- ◇地産地消推進店(千葉市つくたべ推進店)登録制度:地産地消に取り組む、または支えてくれる事業者を消費者へ分かりやすく伝えるため、市が「地産地消推進店(千葉市つくたべ推進店)」として登録・公開する制度。
- ◇低栄養:体を維持する「たんぱく質」と活動するための「エネルギー」が不足した状態。高齢期は、食が細くなりやすく、また、咀しゃくや飲み込む機能が低下するなど、食事の量が少なくなり低栄養になりやすい。

◇適正体重: BM I 18.5 以上 25.0 未満(65歳以上は BMI20 を超え 25未満)であること。

BMI (肥満度) =体重(kg) ÷身長(m) ÷身長(m)

【な】

- ◇中食:持ち帰りの惣菜や弁当、出前など、家庭外で調理された食品を家庭内でとる食事 形態。家庭で素材から調理する意味の「内食」、飲食店など外出先で食事をする意 味の「外食」との中間にある食事形態として、「中食」といわれている。
- ◆生ごみ資源化アドバイザー:生ごみの減量及び資源化に積極的に取り組み、かつ所定の要件を満たした方を、生ごみ資源化アドバイザーとして登録し、町内自治会等が行う、生ごみの減量や資源化推進を目的とした学習会・研修会などの活動に派遣し、助言・技術指導等を行う。
- ◇認定こども園:教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さをあわせもっている施設。

【は】

- ◇HACCP(ハサップ): Hazard Analysis Critical Control Point の略称で危害分析重要管理点のことで製品の安全を確保する衛生管理の手法である。
- ◇副菜:ビタミン、ミネラル、食物繊維等の供給源である野菜、いも、豆類(大豆を除く)、きのこ、海藻等を主材料とする料理。
- ◇フレイル:加齢とともに心身の活力(運動機能や認知機能等)が低下し、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態であるが、適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態。健康な状態と日常生活でサポートが必要な介護状態の中間であること。
- ◇保育所における食育に関する指針:平成 16(2004)年3月に作成された保育所保育 指針を基本とした「食育の計画」作成のためのガイドライン。健康で質の高い生活 を送る基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを保育所 の目標とし、子どもの発達段階に応じた食育のねらい・配慮事項等が記述されてい る。

【や】

◇有機農産物:農薬や化学肥料に頼らず、環境への負荷をできる限り少なくする方法で生産されるもの。

[5]

- ◆ライフコースアプローチ: 胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉えた健康づくりのこと。現在の健康状態は、これまでの自らの生活習慣や社会環境等の影響を受ける可能性や次世代の健康にも影響を及ぼす可能性があるものである。(参考: 厚生労働省「健康日本 21(第三次)推進のための説明資料」)
- ◇ライフステージ:年齢にともなって変化する生活段階、年代別の生活状況のこと。
- ◇リスクコミュニケーション:あるリスクについて関係者間で情報を共有したり、対話や 意見交換を通じて意思の疎通をすること。
- ◇ロコモティブシンドローム(運動器症候群):足などの運動器の障害(転倒による骨折等)により、自立度が低下し、寝たきりや介護が必要となる危険性の高い状態。

【わ】

◇ワーク・ライフ・バランス(仕事と家庭生活の調和):性別を問わずあらゆる世代が、仕事と家庭生活の両方で、調和のとれた生活を送ること。

5 数値目標出典一覧

- A 食育に関するアンケート調査 (令和4(2022)年度 千葉市保健福祉局健康福祉部健康推進課)
- B 朝食及び共食状況調査 (令和4(2022)年度 千葉市こども未来局幼児教育・保育部幼保指導課)
- C 学校給食に関する調査 (令和4(2022)年度 千葉市教育委員会事務局学校教育部保健体育課)
- D 千葉市の健康づくり(生活習慣等)に関するアンケート調査 (令和3(2021)年度 千葉市保健福祉局健康福祉部健康推進課)
- E 定期健康診断実績 (令和5(2023)年度 千葉市教育委員会事務局学校教育部保健体育課)
- F 千葉市の健康づくり(食習慣)に関するアンケート調査 (令和3(2021)年度 千葉市保健福祉局健康福祉部健康推進課)
- G 千葉市国民健康保険特定健康診查・後期高齢者健康診查実績 (令和4(2022)年度 千葉市保健福祉局健康福祉部健康推進課)
- 日 学校給食における千産千消デー(11月)報告 (令和4(2022)年度 千葉市教育委員会事務局学校教育部保健体育課)
- 学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査 (令和4(2022)年度 文部科学省)
- J 2022 年度第2回 WEB アンケート調査報告書 (令和4(2022)年度 千葉市市民局市民自治推進部広報広聴課)
- K ごみ組成分析調査結果(令和4(2022)年度 千葉市環境局資源循環部廃棄物対策課)
- 児童生徒の食生活実態調査(令和3(2021)年度 千葉市栄養教職員会)

- M 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 (令和4(2022)年度 千葉市保健福祉局高齢福祉部高齢福祉課)
- N 事業実績

(令和5(2023)年度 千葉市保健福祉局健康福祉部健康推進課)

6 千葉市健康づくり推進協議会設置条例

平成 22 年3月 23 日 条例第 37 号

(設置)

第1条 本市は、市民の健康づくりの総合的かつ効果的な推進に関する事項を調 査審議するため、千葉市健康づくり推進協議会(以下「協議会」という。)を 置く。

(所掌事務)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項を調査審議する。
 - (1) 健康増進計画に関する事項
 - (2) 健康づくりのための事業の推進に関する事項
 - (3) 健康づくりのための環境整備に関する事項
 - (4) その他市民の健康づくりに関する事項

(組織)

- 第3条 協議会は、委員40人以内で組織する。
 - 2 協議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員 を置くことができる。
 - 3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。
 - (1) 保健医療関係事業に従事する者
 - (2) 学識経験者
 - (3) 市民団体の代表者
 - (4) その他市長が適当と認める者
 - 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 委員は、再任されることができる。
 - 6 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了 したときは、解任されるものとする。
 - 7 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

- 第4条 協議会に会長及び副会長を置く。
 - 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
 - 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。(会議)
- 第5条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員及び臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

- 第7条 協議会は、必要に応じて、部会を置くことができる。
 - 2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員で組織する。
 - 3 部会に部会長及び副部会長を置く。
 - 4 部会長及び副部会長は、部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。
 - 5 部会長は、部会の事務を掌理する。
 - 6 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。
 - 7 第4条第4項、第5条及び前条の規定は、部会について準用する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。



第4次千葉市食育推進計画 令和6 (2024) ~令和9 (2027) 年度

発 行 年 月: 令和6 (2024) 年3月

編 集·発 行:千葉市保健福祉局 健康福祉部 健康推進課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 電 話:043(245)5223 FAX:043 (245) 5659